

大成学園同窓会

同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大成学園同窓会と称する。

(本部・事務局)

第2条 本会は本部及び事務局を東京都三鷹市上連雀6丁目7番5号、大成学園内に置く。

(支部)

第3条 本会は支部を設置することができる。
2. 支部に関しては、別に内規に定める。

(目的)

第4条 本会は会員相互の交誼を厚くし、母校の校風を発揚し、その存続・発展に寄与することを目的とする。

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は次の各号に該当する者とする。
(1) 新制度・旧制度の大成中学校を卒業した者。
(2) 大成高等学校を卒業した者。
(3) 学芸館高校を卒業した者から、本会への入会希望が出た場合、その時点で理事会で協議する。
2. 前項の学校（以下大成学園と称する）を中途退学し、入会希望する者で、理事会で承認された者（認定会員と称する）。
3. 特別会員は、大成学園の現・旧職員。

第3章 事業

(事業)

第6条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員親睦の会の開催。
- (2) 母校発展のための援助。
- (3) 会員名簿の管理。
- (4) 会報の発行。
- (5) その他、目的達成に必要な事業。

第4章 会費

(会費)

第7条 会員の会費は終身会費一金10,000円とする。

2. 大成学園卒業生は、卒業時に終身会費を納入し、入会する。
3. 特別会員からは会費を徴収しない。

第5章 総会

(総会)

第8条 本会は、原則として毎年1回総会を開催し、次の事項を議決する。

- (1) 当該年度の事業報告及び決算。
- (2) 新年度の事業計画及び予算。
- (3) 役員選出。
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項。

第6章 役員

(役員)

第9条 本会には次の定数の役員をおく。

- (1) 理事 30人以内
- (2) 監事 2人
- (3) 会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。
- (4) 理事のうち4人以内の副会長を置く。副会長は会長が任命し総会に報告する。
- (5) 理事のうち4人以内を常務理事とする。常務理事は会長が任命し総会に報告する。

(理事会)

第10条 本会の業務の決定は理事会によって行い、総会の承認を得るものとする。また、緊急を要する事項については、総会に代わり決定・執行し、総会が開かれない時は、理事会の決議を総会の決議事項とする。

2. 理事会は理事をもって組織する。

3. 理事会は定期的に会長が招集する。ただし、緊急を要する事項がある場合は、会長が臨時招集することが出来る。
4. 理事会の議長は副会長とする。
5. 理事会の議決は、原則として出席理事の過半数で決する。ただし、欠席理事は議案に対する賛否を書面にて表明することが出来る。

(常務理事会)

第11条 常務理事会については、別に理事会において定める。

(名誉会長・顧問・相談役)

第12条 本会に名誉会長・顧問・相談役を置くことができる。

2. 名誉会長・顧問・相談役は理事会の推挙により、会長が委嘱し会の運営について会長の諮問に答えるほか、理事会の要請がある場合は会議に出席して意見を述べる事が出来る。

(役員・理事の権限・職務)

第13条 会長は本会を代表する。

2. 会長は、本会の会則に則ってその職務を行い、その他本会内部の事務を総括する。
3. 副会長は本会の業務を分担し、会長を補佐する。
4. 会長に事故が有るときまたは、会長が欠けたときは副会長の互選により会長代行を決め、選任者は会長の職務を代行する。
5. 常務理事は副会長を補佐する。

(会長の職務)

第14条 会長の職務は次のとおりとする。

- (1) 渉外
- (2) 財産の管理
- (3) 本会業務・事業の遂行
- (4) 本会の目的に沿った事業の立案・計画・実施
- (5) その他、理事会で定めたこと

(総会の承認)

第15条 次に掲げる事項については、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画

(3) 役員改選

(監事の職務)

第16条 監事の職務は次の通りとする。

- (1) 財産の状況・理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べ、総会に報告すること。

(役員を選出)

第17条 理事は本会の会員となって5年を経過した者の中から、理事会の議決を経て、総会の承認を得た者とする。

2. 監事は総会において選出する。

(役員任期と補充)

第18条 役員任期は3年とする。但し、欠員が生じた場合の補充役員任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員は再任されることができる。
3. 役員は任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第7章 事務局

(事務局)

第19条 本会に事務局を置き、本会の業務に関する事務を行う。

2. 事務局に事務局長を置く。
3. 事務局に関し必要な事項は内規に定める。

第8章 幹事

(幹事)

第20条 本会に幹事を置く。

2. 幹事は、会長が任命する。
3. 幹事は、同一年次、2名以上を置く。
4. 幹事は、同一卒業年次の会員相互の連絡及び本会事務局との連絡にあたる。

(幹事任期と補充)

第21条 幹事任期は1年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠幹事任期は、前任の残任期間とする。

2. 幹事は、任期満了後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第9章 資産及び会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第24条 本会則の実施にあたって必要な細則は、理事会でこれ決めることができる。

附 則

(改正会則)

1. 平成4年6月6日に改訂し、同年4月1日から適用する。
2. 平成5年6月5日に改訂し、同年4月1日から適用する。
3. 令和5年6月24日に改訂し、同年4月1日から適用する。